

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年5月10日同意した。

平成22年5月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名
さぬき市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）船井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）楠木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）双の池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）白川原大池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上池新太郎1号池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大角地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）野神地区